

伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第1条

この要綱は、伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年伊万里市告示第25号。以下「実施要綱」という。）第4条に規定する通所型サービス（第1号通所事業）のうち、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）（以下「通所型サービスA」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び実施要綱において使用する用語の例による。

（1）通所型サービスA

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、緩和した基準によるものとして実施要綱により定めるサービスをいう。

（2）指定事業者

実施要綱第5条の規定により伊万里市が通所型サービスAを行う者として指定した者をいう。

（3）法定代理受領サービス

法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。

（事業の一般原則）

第3条

指定事業者は、法人格を有するものとする。

- 2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、通所型サービスAの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第4条

通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び活動を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従事者の員数）

第5条

指定事業者が通所型サービスAを行う事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、提供時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる従事者が利用者の数が15人までは1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者の数が10人につき1以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 前項の規定に基づき利用者の数が15人を超える場合において加える従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事することができるものとする。

- 3 前2項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に一又は複数利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所型サービス（第1号通所事業）通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営している場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条

指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条

指定事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、通所型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条

指定事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制及びその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（受給資格等の確認）

第9条

指定事業者は、通所型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無を確認するものとする。

（心身の状況等の把握）

第10条

指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第11条

指定事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防ケアマネジメントに係る支援計画等に沿ったサービスの提供）

第12条

指定事業者は、介護予防ケアマネジメントに係る支援計画等（以下、「支援計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービスAを提供しなければならない。

(支援計画等の変更の援助)

第 13 条

指定事業者は、利用者が支援計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 14 条

指定事業者は、通所型サービス A を提供した際には、当該通所型サービス A の提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の支援計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定事業者は、通所型サービス A を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 15 条

指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、実施要綱第 20 条に規定する利用料の支払いを受けるものとする。

- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、通所型サービス A の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 指定事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 16 条

指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービス A の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第 17 条

指定事業者は、通所型サービス A の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所型サービス A の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 18 条

通所型サービスAの従事者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第19条

指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 通所型サービスAの利用定員
 - (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年4月1日より義務化）
 - (11) その他運営に関する重要事項
- 2 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、前項に規定する重要事項に関する規程の概要、通所型サービスAの従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第20条

指定事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるよう、指定事業所ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従事者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定事業者は全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（令和6年4月1日より義務化）
- 4 指定事業者は、適切な通所型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第21条

指定事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第22条

指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 2 3 条

指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第 2 4 条

指定事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該指定事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 2 5 条

指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 2 6 条

指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 2 7 条

指定事業者は、提供した通所型サービス A に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供した通所型サービス A に関し、法第 1 1 5 条の 4 5 の 7 の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定事業者は、提供した通所型サービス A に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 5 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第28条

指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第29条

指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第30条

指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（令和6年4月1日より義務化）

- （1）当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- （2）当該指定事業所における虐待の防止をするための指針を整備すること。
- （3）当該指定事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第31条

指定事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - （1）通所型サービスA個別計画
 - （2）第14条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
 - （3）第17条に規定する市への通知に係る記録
 - （4）第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - （5）第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（通所型サービスAの基本取扱方針）

第32条

通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他のさまざまな方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第33条

通所型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等と連携する等により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等日常生活全般の状況の把握に努めなければならない。
- (2) 指定事業所の管理者は、必要に応じて、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービスA個別計画は、既に支援計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定事業所の管理者は、通所型サービスA個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又その家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定事業所の管理者は、通所型サービスA個別計画を作成した際には、当該通所型サービスA個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 事業所の管理者は、通所型サービスA個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスAに係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る支援計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスA個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA個別計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る支援計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA個別計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA個別計画の変更について準用する。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第34条

通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第35条

指定事業者は、通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所の従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者の体調を確認するとともに、無理のない程度のサービスの内容となるよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、通所型サービスAの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第36条

指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスAの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。(令和6年4月1日より義務化)

- 2 指定事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 当該指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(委任)

第37条

この要綱に定めるもののほか、通所型サービスAの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。